

令和 6 年 度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和 7 年 6 月

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第 19 条の規定に基づき、令和 6 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会に提出するものである。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和 6 年度における政策評価の取組」において、令和 6 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和 6 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
II 令和 6 年度における政策評価の取組	
1 令和 6 年度における政策評価の取組-----	6
III 政策評価等に関する計画、令和 6 年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	9
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	38
IV 政策評価制度に関する主な経緯	
1 政策評価制度に関する主な経緯-----	45

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和 6 年度に評価書が公表されたものである。

ただし、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、令和 7 年度予算の成立（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、7 年 4 月に公表されたものを含めており、前回報告（令和 6 年 6 月 4 日）に含めたものは除いている。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r06houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。